

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和4年10月6日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第52号

千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部を改正する規則

千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（平成5年千葉県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項中「、強化プラスチック製品（FRP製品、スキー板、サーフボード等）」を削る。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。